

令和5年度

三鷹市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

三鷹市監査委員

(写)

6 三 監 第 131 号

令和 6 年 8 月 21 日

三鷹市長 河 村 孝 様

三鷹市監査委員 河 並 祐 幸

三鷹市監査委員 岩 見 大 三

令和 5 年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度三鷹市における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別添のとおり意見書を提出します。

令和５年度三鷹市健全化判断比率等審査意見書

第１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による審査

第２ 審査の対象

令和５年度決算に基づく健全化判断比率

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

上記健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第３ 審査の期間

令和６年７月１０日から８月２１日まで

第４ 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

なお、本意見書は「三鷹市監査基準」（令和２年４月１日）に準拠している。

第５ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率（下記第１表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

第１表 健全化判断比率

区 分	令和５年度	令和４年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	11.37%	20.00%
連結実質赤字比率	－	－	－	16.37%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	0.8%	1.0%	△0.2ポイント	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	－	－	－	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないため、「－」と表示される。

令和5年度三鷹市経営健全化審査意見書
(下水道事業会計)

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率

上記資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和6年7月10日から8月21日まで

第4 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された下水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

なお、本意見書は三鷹市監査基準（令和2年4月1日）に準拠している。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率（下記第2表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

第2表 資金不足比率

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0%

※資金の不足額が生じていないため、「—」と表示される。